

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	白糠町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shiranuka.lg.jp/section/kikaku/h8v21a000000whp.html

執行機関名 白糠町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白糠町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第38号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白糠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 白糠町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第38号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	白糠町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第38号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの <u>保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白糠町子ども医療費助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第38号) 白糠町子ども医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	白糠町子ども医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第20号)第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児等医療費の助成の受給資格者の登録申請等に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第20号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請又は届出に係る乳幼児等及び乳幼児等の生計を主として維持する保護者及び乳幼児等が属する世帯員の住民票に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第20号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請又は届出に係る乳幼児等及び乳幼児等が属する世帯員の住民票に記載された住民票関係情報
備考		